

# ちくほう 労働者支援だより



## 日曜労働相談会のご案内



解雇、賃金未払い、いじめやパワハラなど、労働問題に関するご相談をお受けします。一人で悩まず、お気軽にご相談ください。

相談無料

【日 時】 令和7年11月16日(日)

10:00~18:00まで(受付は17:30まで)

【場 所】 築豊労働者支援事務所

飯塚市新立岩8-1 福岡県飯塚総合庁舎 別館2階

【電 話】 0948-22-1149

◎予約優先(予約なしでも可)。

◎来所のほか、電話相談もお受けしています。

秘密厳守



(労働者・事業主いずれの相談も対応いたします。)

◎相談内容によっては、弁護士と連携した相談も行います。



## 労働のお悩み 出張相談会のご案内



下記日程で出張相談会を行います。労働者、事業主どちらの相談もお受けします。

働く上での悩みや疑問を、お気軽にご相談ください。相談無料、秘密は厳守します！

※予約制ですので開催日前日15時までにご予約をお願いします。

【お申し込み先】 築豊労働者支援事務所 ☎0948-22-1149

開催地区	開催日	開催時間	会 場
嘉飯桂地区	11月14日(金)	10:00~16:00	飯塚市役所本庁舎 4階 402会議室
	11月25日(火)		嘉麻市役所本庁舎 4階 4C会議室
直鞍地区	11月18日(火)	10:00~16:00	直方市役所 8階 810会議室
	11月28日(金)		宮若市役所 2階 202会議室
田川地区	11月7日(金)		大任町役場 2階 第2研修室
	11月12日(水)		田川市役所 4階 41会議室

## 労働相談は24時間受付中！

ふくおか電子申請サービスを利用して、24時間いつでも労働相談ができます。お気軽にご利用ください😊

URL:<https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/eZ4tikYa>

二次元コードはこちら



# 福岡県の最低賃金は、令和7年11月16日から 1時間 1,057円 に改正されます。

(※令和7年11月15日までは1時間992円)

- 最低賃金は正社員のみでなく、パートタイマー・アルバイト・派遣労働者等すべての労働者とその使用者に適用されます。
- 最低賃金には精勤手当、通勤手当、家族手当、時間外労働・休日労働等の割増賃金、賞与、臨時の賃金は算入されません。
- 日給の場合は【日給÷1日の所定労働時間】、月給の場合は【月給÷1箇月の平均所定労働時間】の金額を比較してください。
- 特定の産業には別途、特定最低賃金が定められています。



◆ 製鉄業等、電子部品等製造業等、輸送用機械器具製造業、百貨店・総合スーパー、自動車(新車)小売業  
※18歳未満又は65歳以上の方、雇用後一定期間未満の技能習得中の方、その他当該産業に特有の軽易な業務に従事する方は除きます。

☞ 詳しくは、福岡労働局労働基準部賃金室（電話：092-411-4578）または、お近くの労働基準監督署にお尋ねください。最低賃金特設サイトもあります。



最低賃金制度 検索

## 労働相談（無料）のお知らせ

筑豊労働者支援事務所では、労働条件、解雇、パワハラなどの職場の人間関係等、労働問題の相談をお受けしています。  
相談無料、秘密厳守、電話でも対応いたします。

お気軽にご相談ください。

※労働者・事業主どちらからの相談もお受けいたします。

ご相談や出張相談の予約  
はこちらにお電話ください

☎ 0948-22-1149



区分	日 時	会 場
<b>通常相談 (来所・電話)</b>	平日 8時30分～17時15分 (祝日、年末年始を除く)	筑豊労働者支援事務所
<b>夜間電話相談</b>	毎週水曜日 17時15分～20時 (祝日の場合は翌日。年末年始を除く)	※転送電話により、県内4か所の労働者支援事務所が輪番制で対応します
<b>メール相談受付</b>	24時間受付 回答は、来所・電話・メールから選べます。	ふくおか電子申請サービス <a href="https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/eZ4tikYa">https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/eZ4tikYa</a>
<b>職場の悩み相談 (女性対象)</b>	毎月第1水曜日 10時～12時 (前日12時までに要予約)	飯塚市役所本庁舎 402会議室 (予約電話番号 0948-96-8255)
<b>出張相談</b>	毎月第2火曜日 13時～16時 (前日12時までに要予約)	宮若市役所 会議室
	毎月第3火曜日 13時～16時 (前日12時までに要予約)	直方市役所 1階 市民相談室
	毎月第4水曜日 13時～16時 (前日12時までに要予約)	田川市役所 会議室
	随時予約受付	直方市、田川市、嘉麻市の各市役所庁舎等

# 経営者の皆様へ

経営者の皆様、仕事と家庭の両立の実現や多様な人材が意欲を持ち能力を発揮できる魅力ある職場づくり実現するため、職場の働き方を見直しませんか。



## 1 関連する制度改正の概要

- (1) 働き方改革関連法 2019年4月1日から順次施行  
・自動車運転、建設、医療等業務に対する時間外労働の上限規制適用開始 2024年4月1日  
(2) 改正育児・介護休業法 2025年4月1日及び10月1日付改正



### 主な改正点

子の看護休暇見直し、時間外労働制限の対象拡大、  
介護休暇取得要件の緩和、テレワーク導入(努力義務) 他

## 2 働き方を見直すことによるメリット

県内の企業等においても、働き方を見直すことで、売上向上、従業員の定着率向上、業務効率向上、働く方のモチベーションアップといったことにつながっています。

詳しくは、こちらをご覧ください。



## 3 県では働き方の見直しに取り組む企業等の皆様を支援！！

### (1) 働き方の見直しに取り組む企業等を支援する県の登録制度

県では、「魅力ある職場づくり」を目指して働き方を見直すための取組を宣言し、実行する県内の企業等を支援するための登録制度（「よかばい・かえるばい企業」）を設けています。

本制度に登録していただくと、所定の要件を満たすことで本県入札参加資格審査申請時に加点対象になるといったメリットもあります。

内容の詳細、参加申し込みはこちらからお願いします。



### (2) 働き方改革に関するセミナー（オンライン開催）

#### 「選ばれる企業」になるための「働き方改革」セミナー（後期開催分）

- ・10月24日(金) 「育児・介護に強い組織づくりの方法」
- ・11月20日(木) 「社会保険労務士の活用方法とその具体例」
- ・12月18日(木) 「多様な働き方を選択できる魅力ある職場とは」
- ・1月15日(木) 「あらゆる世代の人材の採用・育成・活躍に向けて」
- ・2月17日(火) 「働き方改革と女性活躍の最新事情」

詳しくは、こちらをご覧ください。



### (3) 専門家等派遣事業

・専門家（社会保険労務士等）が企業等を訪問し、人材確保・定着・育成等といった課題についてお話を伺い、課題解決に向けた助言等を行います（福岡県中小企業雇用環境改善センター）。

内容の詳細及び申込につきましては、こちらからお願いします。



## 「労働経営セミナー」及び「労働教育講座」のご案内

令和7年度 労働経営セミナー及び労働教育講座が開催されます。労働経営セミナーでは経営者及び人事・労務担当の方を対象に「人財の確保と定着」を内容として、労働教育講座では、労働者・求職者の方向けに「労働者の立場から見た退職をめぐる問題」を内容として実例等交えながら講師の先生よりお話をいただきます。

### 1 労働経営セミナー

- (1)日時 令和7年12月1日(月)  
14時30分～16時30分  
(2)場所 飯塚市役所2階 多目的ホール  
(3)テーマ  
・新たな人財の確保と定着  
～労働者のニーズに合わせた柔軟な働き方の導入とは～  
・人材の確保と定着のために、企業ができること  
・労働者のニーズを知り、企業が取り組むこと  
・求職者の目を引く求人について  
(4)講師 たけせ社会保険労務士事務所  
武瀬 由利恵 社会保険労務士

### 2 労働教育講座

- (1)日時 令和7年12月1日(月)  
18時30分～20時  
(2)場所 飯塚市役所2階 多目的ホール  
(3)テーマ  
労働者側の立場から解説する、「辞めたくないのに辞めさせられたとき」と「辞めたいのに辞めさせてもらえないとき」の具体的な対応方法～実際に担当した事件をもとに～  
(4)講師 とまり法律事務所  
泊 祐樹 弁護士

### 3 申込方法

お申込み方法、詳細は、右の二次元コードまたは、下記URLからお願いします。



(URL)<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/7roudoukouza.html>

セミナー・講座のお問合せ先 福岡県福祉労働部労働局 労働政策課(労働福祉係) TEL:092-643-3587

# 育児・介護休業法 改正ポイント ~令和7年10月1日施行分のお知らせ~

## 柔軟な働き方を実現するための措置等

義務

就業規則等の見直し

### ▶育児期の柔軟な働き方を実現するための措置

3歳から小学校就学前の子を養育する労働者に関して、以下の5つの措置のうち2つ以上を選択して講ずる必要があります。

選択して講ずる必要がある措置(2つ以上)

- ・始業時刻等の変更
- ・テレワーク等(10日以上/月)
- ・保育施設の設置運営
- ・就業しつつ子を養育することを容易にするための休暇 (養育両立支援休暇)の付与(10日以上/年)
- ・短時間勤務制度

※テレワーク及び養育両立支援休暇については、原則時間単位で取得可とする必要があります。

### ▶柔軟な働き方を実現するための措置の個別の周知・意向確認

3歳未満の子を養育する労働者に対して、子が3歳になるまでの適切な時期に、上記措置のうち事業主が講じたものについての周知と利用意向の確認を個別に実施する必要があります。

周知方法及び周知・確認が必要な事項

- ・周知時期 労働者の子が3歳の誕生日の1か月前までの1年間
- ・周知事項 対象措置の内容、対象措置の申出先(例:人事部)、所定外労働(残業免除)・時間外労働・深夜業の制限に関する制度
- ・個別周知及び意向確認の方法 面談、書面交付、FAX、電子メール等 のいずれかにより実施

## 仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮

義務

### ▶妊娠・出産等の申出時と子が3歳になる前の個別の意向聴取

労働者側の意向を以下のとおり個別に聴取する必要があります。

聴取方法及び聴取が必要な事項

- ・聴取時期 本人または配偶者の妊娠出産等申出時、子の3歳の誕生日の1ヶ月前までの1年間
- ・聴取内容 勤務時間帯、勤務地(就業場所)、両立支援制度等の利用期間、仕事と育児の両立に資する就業条件(業務量、労働条件見直し等)
- ・聴取方法 面談、書面交付、FAX、電子メール等 のいずれかにより実施

### ▶聴取した労働者の意向についての配慮

具体例 勤務時間帯・勤務地にかかる配慮、両立支援制度等の利用期間等の見直し、業務量の調整、労働条件の見直し

## 福岡県ママと女性の就業支援センター(筑豊)からお知らせです

筑豊労働者支援事務所内にある「ママと女性の就業支援センター(筑豊)」

では、下記のとおりセミナーの開催を予定しています。

セミナー名:キャリアプランに関するセミナー

(再就職成功のためのキャリアプランニング講座)



開催日時:令和7年12月11日(木)14時~16時

開催場所:田川市男女共同参画センターゆめっせ

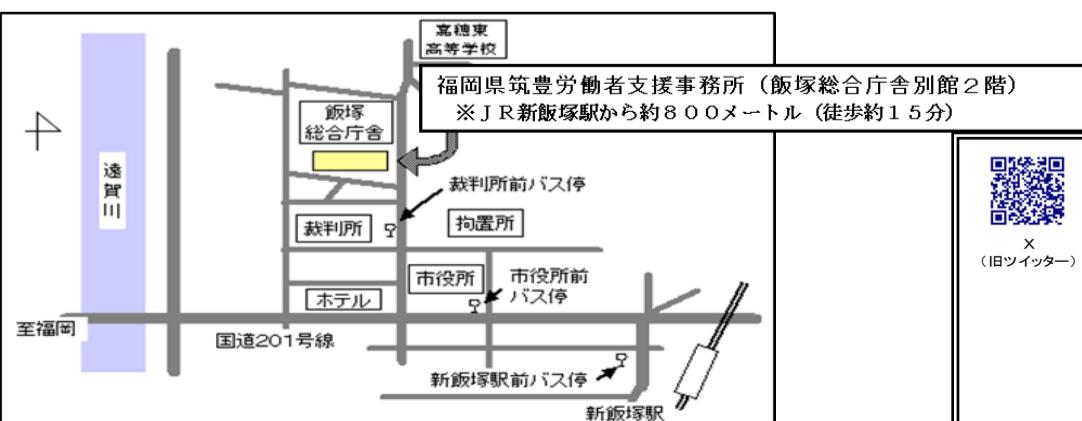
〒826-0032 田川市平松町3-36



(お問い合わせ先) 〒820-0004 飯塚市新立岩8-1 飯塚総合庁舎別館2階

筑豊労働者支援事務所内

☎0948-22-1681(月~金曜 8:30~17:15 祝日・年末年始除く)



■編集・発行■  
令和7年10月発行  
福岡県筑豊労働者支援事務所 ホームページ  
〒820-0004 飯塚市新立岩8番1号  
福岡県飯塚総合庁舎別館 2階  
TEL: 0948-22-1149  
FAX: 0948-22-4118